

関原発第25号
2021年4月22日

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
執行役社長 森本 孝

高浜発電所1, 2号機の特定重大事故等対処施設等が
法定の期限内に完成しないことに対する当社の対応について

高浜発電所1, 2号機においては、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第四十三条の三の六」に基づき設置する特定重大事故等対処施設及び常設直流電源設備（3系統目）（以下「特重施設等」という。）が法定の期限内に完成しないことから、別紙のとおり対応を行うこととします。

別紙 高浜発電所1, 2号機 特重施設等設置に係る対応

以上

高浜発電所 1, 2号機 特重施設等設置に係る対応

1. 特重施設等の設置に係る対応

高浜発電所 1号機及び高浜発電所 2号機は、経過措置期間が満了する日の24時までに原子炉を冷温停止状態^{※1}とし、特重施設等の使用前検査^{※2}に合格するまでの期間、冷温停止状態を継続する。

	定期検査開始日	経過措置期間満了日
高浜発電所 1号機 第 27 回定期検査中	2011. 1. 10	2021. 6. 9
高浜発電所 2号機 第 27 回定期検査中	2011. 11. 25	2021. 6. 9

- ※1 保安規定に定める原子炉の運転モードが「モード5」、「モード6」又は「モード外」
- ※2 常設直流電源設備（3系統目）については、原子力規制委員会の使用前確認を受けることが該当

以 上